

南区堀ノ内町における行政代執行工事の実施状況について

建築・都市整備・道路委員会
令和元年7月2日
建築局

1 所在地及び関係者

- ・所在地 南区堀ノ内町2丁目 260番及び260番の12
- ・関係者 事業主：有限会社ベイサイド（所在：戸塚区舞岡町）
施工者：株式会社コスモテック（所在：戸塚区舞岡町）

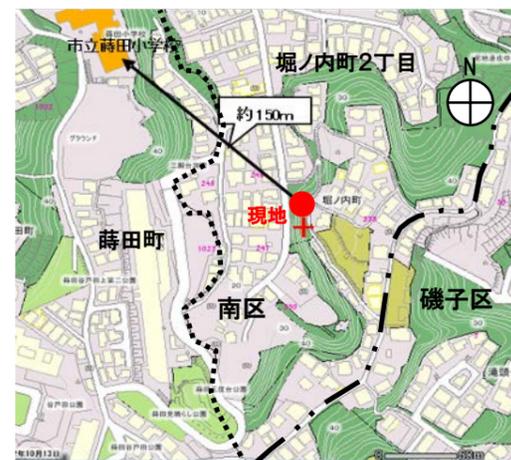
2 行政代執行までの流れ

- ・崖地における戸建て住宅【図1】、【図2】の建設に伴い、適切な工事が行われなかったため、大規模な崖崩れが発生しました【写真1】。そこで、平成22年から建築基準法第90条(工事現場の危害の防止)に基づき、事業主と施工者の両名に対し継続的に違反指導を行い、企業名等が公表される是正措置命令を2回発令しましたが、違反が是正されることはありませんでした。
- ・崖崩れが起こるたびに、施工者により応急的な措置がなされましたが、崖の安全性が確認できなかったため地質調査を行った結果、地震や大雨の際にはいつ崩れてもおかしくない状況であることが分かりました。その場合には、崖上の家屋が崖とともに崩落するなど人的被害の可能性が高かったため、行政代執行工事により崖面の安全措置をとることを決定しました。
- ・昨年12月から崖面全体を保護工で覆う行政代執行工事に着手しており、今年8月末には工事が完了し、崖面の安全が確保される予定となっています【写真2】。

3 費用徴収

要した費用、約1億2千万円（工事費：約1億円、設計費等：約2千万円）につきましては工事完了後、事業主と施工者の両名に対する徴収手続きを進めていきます。

【案内図】



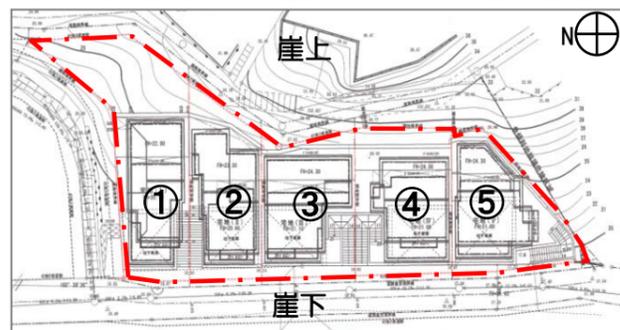
【写真1】崖崩れ状況（平成22年9月）



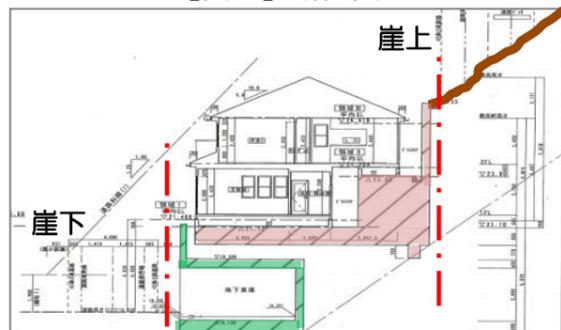
【写真2】工事状況（令和元年5月21日時点）



【図1】建築計画配置図（5棟の戸建て住宅）



【図2】断面図



【参考】これまでの経緯

平成19～20年	事業主は崖地に戸建て住宅5棟の建築を計画し(図1,2)、工事に着手
平成22年4月	施工者が既設の法面保護を撤去する際に適切な山留をせず、崖崩れが発生
平成22年9月	2回目の崖崩れが発生
平成22年10月	2回の崖崩れを受け、当局が是正措置命令を発令
平成27年4月	3回目の崖崩れが発生 ※平成22年から継続的指導を実施
平成29年12月	崖面が危険なまま放置されていることから、再度、是正措置命令を発令
平成30年5月	是正措置命令の履行期限内に是正の見込みが無かったため行政代執行の文書戒告
平成30年11月	平成29年12月発令の是正措置命令が履行されなかったため刑事告発
平成30年12月	戒告期限を過ぎても是正がされなかったため、行政代執行令書を発令し、行政代執行工事に着手
平成31年4月	神奈川県警が事業主及び施工者について横浜地検に書類送検
令和元年8月末	行政代執行工事完了予定